

本研究会における検討のねらい

資料2

- 廃棄物・リサイクル分野の温暖化対策の必要性

- 平成20年から、京都議定書に定める第一約束期間が始まり、我が国は温室効果ガス排出量を基準年(1990年度)比6%削減する義務を負っている。
 - 一方、廃棄物部門からの温室効果ガスの排出量は、平成19年度時点で、基準年比15%増加している。
 - 温室効果ガスの削減に係る中期目標については、2020年までに政府目標として2005年比15%の国内排出量削減を目指すこととされたところ。
- 
- 廃棄物・リサイクル分野における温暖化対策の推進は重要な課題。

- 廃棄物・リサイクル分野の国内コベネフィットプロジェクトの推進の必要性

- 循環型社会の構築に関しては、埋立最終処分量の減少等について、一定の成果が見られるものの、廃棄物の発生量は依然として横ばいであるなど課題に対応するため、第2次循環型社会形成推進基本計画に基づく目標の達成に向け、廃棄物の3Rの一層の推進が求められているところ。
- 廃棄物の3R推進による環境負荷の低減と、温室効果ガス削減を効果的に推進するため、これらの課題を同時に達成する方策(国内コベネフィットプロジェクト)の観点が重要。

本研究会における検討のねらい

- 経済的インセンティブの付与による取り組みの推進
 - 3Rの推進、温暖化対策の推進にあたり、経済的インセンティブの付与による取り組みの推進は、有効な手段の一つ。
 - 現在、3Rの推進にあたって、経済的インセンティブの一つの手法として、環境省において3REコポイントの議論を進めているところ。
 - また、温室効果ガス排出量削減にあたっては、オフセットクレジット(J-VER)や試行的国内排出量取引制度等の取り組みがなされている。



本研究会の目標

- 国内コベネフィットプロジェクトの推進にあたり、経済的インセンティブの手法を用いた取り組みの推進について、検討。
- 特に、廃棄物・リサイクル分野におけるオフセットクレジット(J-VER)の適用と、試行的国内排出量取引制度への廃棄物処理業者の参加促進について、検討。